

第七回国会 通商産業委員會議録第十九号

昭和二十五年三月十五日(水曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君

理事 小金 義昭君 理事 澁谷雄太郎君

理事 村上 勇君 理事 今澄 勇君

理事 風早八十二君

岩川 與助君

門脇勝太郎君

高木吉之助君

中村 幸八君

福田 一君

高橋清治郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君

出席府政委員

通商産業事務次官 宮崎 晴君

通商産業事務官 (資源庁飯山局長) 徳永 久次君

委員外の出席者

議員 栗山長次郎君

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

本日のお話に付した事件

帝國石油株式會社を廃止する法律

案(内閣提出第二十七号)(參議院送付)

小型自動車競走法案(栗山長次郎君

外四十一名提出、衆法第五号)

○神田委員長代理 これより通商産業

委員會を開会いたします。

前会に引続きまして、私が委員長の

職務を行います。

まず小型自動車競走法案を議題とし

て、審査を進めます。質疑を継続いた

します。風早八十二君。

○風早委員 前会に引続いて最後に一

点だけ質問いたしたいと思います。

この競走会なるものの構成は、どうい

う構成になつておるか、これについて

提案者の方から御説明願いたいと思ひ

ます。

○栗山長次郎君 この競走会の構成に

つきましては、事業者団体法等をも考

慮いたさなければなりませんので、今

通産省において、手続に関する省令を

定めるのと並行して要項をつくつてお

りますが、この構想については自動車

競走に経験あり、関心を持つておる同

好の士をもつて組織するという構想で

ございますことをお答え申し上げま

す。

○風早委員 抽象的には同好の士とい

うことで、すべてが包含されると思ひ

ますが、この競走会の運営を實際に牛

耳つて行く人たちは、どういふような

ものを予想しておられるのですか。も

う少しその構成内容について知りたい

と思ひます。

○栗山長次郎君 府県によりまして

は、衆議院に自動車競走法案が提出に

なつたというのを聞き、またそれ以

前からも小型自動車の競走について、

近畿方面また関東方面で若干実施をい

たしました例もありますので、法案の

成立いかんにかかわらず、民間の新業

奨励のための一つの施設として行おう

ということ、よりよく集まつておる

団体がございますが、ただいまの風早

委員の御質問に対しては、その例を申

上げたならばよろうと存じます。

たとえば東京方面では自動車のメー

カー、それから販売しておるディー

ラーでございませう。それからかつて自

動車競走に選手として経験を積んでお

る人、また自動車競走について、諸外国

の例等をよく調べておられる人々、そ

ういう範疇に属する人々約二百名程度

が、東京では法案の成立いかんにかか

わらず、競走会の主体となつて将来と

も小型自動車の性能向上のために、競

走の実施をそのときの法の許可範囲内

において、やつて行こうという計画団

体と申しますか、準備団体があること

を、例証的に申し添えさせていただきます。

○風早委員 自動車会社その他販売業

者、こういう人たちが入るといふこと

がはつきりいたしましたので、その点

はそこで打ち切りたいと思ひます。

最後にこの法案は今までの自動車競

技法と大体内容においてかわらないと

思ふのでありますが、前会に私が政府

委員に対していたしました質疑、すな

わち政府が今やつておられますところの

いわゆるPP運動——楽しく遊び楽し

く交遊、こういう運動の一環として

この自動車競技法が出ておる。これに

よつて政府はその主観的な意図はとも

かくとして、少くもその結果において

は明らかにとほく的な射幸的な精神を

ます。あおる結果になつておる。し

かも千葉市などの例によりまして、

實際もうそのために市中の一般のまじ

めな商店街が、火の消えたようになつ

てしまつておる。こういうふうな実情

も出ております。また川崎の例で周知

のように、この競輪が、すり、たか

り、收賄、破産、自殺、こういうたあ

らゆる社会的な犯罪、また社会的な非

常に不幸な事実を生み出す大きな契機

になつておるといつたような点につい

て、政府当局はどういふふうに考へて

おるか。またこれに対してどういふ措

置をとつておるかといふことを、昨日

は何つたのでありますがこれに対する

政府当局の答弁は、はなはだ抽象的

でありまして、何らこの法案に即して具

体的に説明されておらないのでありま

す。これらのあらゆる弊害に対して、

本法案が、従来の自動車競技法に対し

まして、どういふ点で対策改善のあ

つておるか。そういう点について

も念のために提案者に対して質問いた

したいと思ひます。

○栗山長次郎君 射幸心をそそのか

せる点がある、そのための弊害を生ず

るということにつきましては、私も

社会人の一人として、その傾向が濃厚

になりますことを風早委員とともに心

配するものであります。この問題につ

いては、立案にあたりました者も十分

考慮をいたし、また手続期間中もさよ

うな意見を、しばしば聞いたのであり

ますか、射幸心をそそのかすことを減

ずせんけれども、直接の關係はござい

せんけれども、社会常識として人生た

れかだかならぬやというふうな考え

方もあると思ひますし、健全なる娯楽

に向けて人生内容の潤沢化をはかると

いう、ややゆとりのある観点からすれ

ば、よつてもつて生ずる弊害をなすた

け縮小することによつて、昨日宮崎政

務次官からお話のありましたように、

得るところ多くして失うところが比較

的少なれば、法として成立するので

はないかという思想的結論に達したの

であります。それに関連して特に申

上げたいことは、小型自動車の競走

におきましては、競走の全体を十とい

たしますと、機械によります率が七な

いし八になつて、人による割合は二な

いし三になる。すなわちやおちよう

式のことをなすチャンスは、小型自動

車の場合においては他のものよりもは

るかに少くなつて来る。しかも観衆と

いたしましては、機械に興味を持ち、

科学技術の振興に関心を持たれるよう

な層が比較的多く集まり、将来の

実施にあたりまして十分気をつけま

れば、製品のよいものとなつて行くこ

が予想される。いま一つは国際的の行

事として伸びる可能性を多分に持つ

のでありますから、これも射幸心をそ

そのことをとめるということには、直

接の効果として申し上げ得ないこと

でありますけれども、日本の活動が、こ

ういうチャンネルを通じて国際的にま

で拡がつて行くというふうな点、これ

らは宮崎政務次官が昨日御説明になり

ましたことにつけ加えて、委員各位の

御考慮を願ひ、結論的には弊害と申し

ますか、欠点と申しますか、欠点は多

少ありますけれども、得るところが多い

という観点に立つて、御審議をお願い申

したく存じます。

○風早委員 今お答えになりましたのは、またくだだ発案者の主観的な気持だけでありまして、そういうふうなことは十分気をつける、また一般的にそういうことはなからうといったような予測や、主観的な気持だけであつて、何ら規定に即して答へがないわけでありまして、つまり規定の中にはそういうたあらゆる弊害に対する対策が何ら盛られておらないということを明らかにされたものだと思ふのであります。またそれがあたりまえで、この規定によつてこういうふうなことができるわけはない。今やおちようレースのことを言われましたが、やおちようレースというものの可能性は、自転車の場合よりもずっと減せられるという御説であります、現に自転車の場合においても、川崎の騒擾においても昨日の政務次官の答弁によれば、あれは絶対にやおちようレースのためではないということがはつきりしておる、こういうふうなお話でありました。つまりやおちようレースとは関係がない。こういうものをやる以上は、それがやおちようレースであろうとなからうと、必ずこういつたものが出て来るのが、今までの一年半の競輪による経験であるわけでありまして、そういう点からわれ／＼が判断してみまして、今度小型自動車になつたからといつて、それがわかにか改まるということとは全然考えられない。つまり一方におきまして失業者や何かをどん／＼出しておる。またサラリーマンもほとんどその給料ではどうにもならないというので、一攫千金を夢みてさいふの底をはいいて、とにかくこれで一か八かとい

いうような気持を持つのは、今の実際の社会情勢として、吉田内閣の勤労者並びに中小企業者に対する対策として、これは当然出て来る現実なので、そういう現実をまず／＼利用して、こういうたような射撃心をあおらせる。射撃心をあおらせなければいふた競輪、あるいは今度の自動車競走といったようなことは、事実成り立たないような仕組みになつておる。そこに問題があるのではないかとわれわれは考えるのであります、こういう根本的な点について、一体発案者はどの程度まで考慮しておられるか。この点について発案者に伺いたい。

○栗山長次郎君 本法案に今風早さんは、われ／＼と憂えておられます、やうな点についての條文がないのか、ごときお話がございましたが、射撃心をそそらないやうな案文は書き得ないこと、ただいま風早さんみずからおつしやつた通りであります。弊害等を防止するためには、第二十一條に主管省がこれに關して措置をなし得る規定を設けておりますので、主管省の運営上の綿密なる注意によつては、よほど弊害は除き得るものと思ひますし、それが顯著になつた場合には、停止をなし得ることにも法案では用意をいたしている次第でございます。またお話中に出ました失業者に対する点というやうな観点から、これは予想であつて、そう必ずずなるとも考えられぬのであります、立案者はそうなることを念願して立案しております点は、国及び都道府県の財政収入になりますので、都道府県等においては、これをひもつきとしてそちらにまわすといふことは、予算措置上むづかしいかもしれませんが、

あんばいによつてはなし得ると考えますのは、この競技によつて都道府県の収入となりましますものを失業者の救済等に向けることは、その府県の理事者もしくは議会の意図によつてなし得ることであらうと考えます。財源がありさえすれば、その財源をそのときに必要な方面に使うという観点から、あんばいを得るものであると考え、またこれを希望いたしております。そうして、一方においては若干の欠陥が出て来る。しかし他方においては、得られた財源が有意義なところに使われるといふ点で、埋合せをしても、なお余りあるものであるといふ構想を抱いたわけでございます。

○風早委員 最初に私が前会において問題にいたしました第一條の、この目的であります、と實際これを見てわれわれは、この法案なるものは、非常に欺瞞に満ちてゐるというところをつく／＼感ずる次第であります。一方においては自動車工業の振興に寄與する、他方においては地方財政の改善をはかる。地方財政に、これによつて何ほどの収入を得させる。それはたしかに収入を得させないことではないでしょう。絶対額から言へば、ある程度の収入を得させるかもしれないが、それは今日税金すら拂えないという国民が、結局この収入を得させるわけでありまして、痛める腹は同じであります。そういうたやうな国民の事情を見ますと、税金すら拂えない。税金が拂えないために、今日大騒ぎが起つておる。そういうた事情のもとで、結局税金とは名前をかえて、こういうた形で財政収入を確保しようといふその考え方自身が、はなはだ間違つてゐる。こ

れは地方財政の改善をはかるという美名のもとに、他の意図が伏在してゐるのではないかと、われ／＼をして疑わしめる。自動車工業の振興と言われますけれども、はたしてこれをやつたかといつて、小型自動車をどん／＼國民が買つて、それでもつてわが国内でその販路が拡張できるか、そういうことは大體常識で考えてもわかる話だと思ひます。自転車一台だつて今日は七千円も八千円もしてゐるのであります、そういうものも買える人はだんだん減つてゐる。ましてや小型自動車といつたものを、しかも競走といふやうなことをあてにして買うといふことは、一般の國民の健全な今日の生活状況から言つては、當然そういうことはあり得ないこととあります。結局問題は、こういうたやうな競走そのものにある。競走をやらして射撃心をあおる、その射撃心をさらに利用して、その収益を確保する。その収益が、すでに法文に規定してありますやうに、非常にわずかな割合でしか實際地方財政にはこがり込まないのであります、その他の費用といふものは一体どこに行くか、私どもはその使途について、はなはだ疑わざるを得ないわけでありまして、またその財政上において特に寄與すると言われますけれども、こういうた賭博射撃心をあおつて、それによつて財政の収入を得るといふやり方は、これは國際的に見ましても、私どもはただちにモナコを思ひ出す。こういう法案がまず／＼日本のモナコ化といふものに寄與しなければ、私は幸いだと思ふ。そういう意味におきまして、この法案の第一條といふものは、もう少しこれは正直にその意図すると

ころを現わして、われ／＼のところへ見させていたきたい。なおそれらの対策を全然規定に盛ることができないといふことは、これすなわち対策はあり得ないといふことを意味してゐるわけです。こういうたやうな事業をやることそのものが、すなわちそれらの弊害を當然に生むものである。これに対しては一般の道義心、こういうものにはまづ以外には何もないので。そういうやうな注文になつてゐる。しかし道義心といふまでも、事實事情は、どうでもこうでも一攫千金を夢見るを得ないやうな、そういうさんたんなる民情にあるのであります、その際に特にこれをやられるといふその意図を、われ／＼ははなはだ疑わざるを得ない。これに対して、特にこれは自由党のそう／＼たる大幹部諸君のみならず、社会党までもこれに対して共同提案をしておられることについては、われわれははなはだこれは怪訝にたえないわけでありまして、これはもう少しくこれらの社会的、経済的、ひいては國際的な観点からも、根本的にこれらの問題について、考えあつて、そうして練り直して来ていただきたい。私どもは要望を率直に述べれば、こういうふうな提案は即刻撤回していただきたい。これは百害あつて一利なしと言ひたいわけでありまして、その点でお答えがなくてもいいのですが、もしさらに再考せられる意思があるならば、お答えを願ひます。なければもうこれでけつ／＼であります。

○栗山長次郎君 風早委員の御意見、御質疑は、きわめて多岐にわたつてい

ましたので、その点だけは提案理由の際に御説明申し上げたが、重ねて強調させていただきます。自動車は性能が向上して高まつていくことは、国際的にも事実であります。また国内的に小型自動車のごときものは、販売いたしましたも購買力がないという観点は、私どももある程度までは感を通じたいと思いますが、立案のねらいといたしましては、日本は輸出貿易を盛んにしなければならぬ。しからばいかなるものを輸出するかという具体的考慮になりました。場合、小型自動車は、戦前における外国への輸出状況等も数字によつて明らかになし得るところであります。相当の数量が出ています。敗戦後製作を極度に制限されましたために、そのゆとりもなくなつておるのではありませんが、徐々にその制限ははずされておつて、やがては自由に製作することになり得ると予想されます。そういう場合には大型のものを海外に輸出すること、資材の乏しい日本としてははなはだむづかしいことであるが、小型自動車のごとき資材は比較的少く、しかもそこに労働力を多分に加え得るまた技術を加え得るものを輸出の対象物とするのは、国策上よろしいと私も信ずるものであります。そうして輸出をいたします場合に、外国の車と日本の車との性能をだれもが端的に比較いたしますのは、その速度であり、速度を出す車は即機体の構成もよろしいし、エンジンもよろしいということが何人にも結論的な印象として上げ得る点でありまして、国内の販売ということは第二次の第三の、もしくは私は私どもはそれが遊戯用にも供せら

れるならば、国内にはなるだけ使つてもらいたくない考えを持つております。海外に輸出するためには、性能を向上せしめると同時に、海外の人々に日本の製品をよく知つてもらふ、そうして戦前以上にこれを売上げて、日本の貿易振起りを改善しようというは信念的に考へておるところであります。それから地方財政の収入の点、どこへ金が行くのかわからないという御意見が、あつたようでございます。御意見も、売上金の百分の七十五は車券を買つた方に配当金として返ります。ことが、明示されております。あと二十五残りますものうちの百分の十七は、これを施行いたします地方自治体の振入金といたしまして、このうち実際の経費として類推されます経費は約百分の七であります。百分の十、約一割はネットとして地方自治団体の施行者の収入になる——これは想定計算であります。が、用途を持つておる次第であります。国庫に直接入ります金が百分の三でございます。従いまして車券の売上げによつて扱われます金が、いかにどうなるかわからぬという御意見は少しごむのうちに私は存じます。かような目的に關しては信念的なものを持つておりますので、当委員会における皆機多数の御意向がそうであれば、提出者として再考いたさなければならぬ問題であることは当然でございます。けれども、委員会多数の御意向を待たずして提出いたしました法案については、私は四十二名の提案者にかわりまして、法案をどうするのという考え方は持つておらないことを申し上げま

す。

○神田委員長代理 次は高橋君より、一応質疑を打切つたのでありますが、補充的な質問をしたいという申出があらありますので、これを許します。高橋清治郎君。

○高橋(清治郎)委員 ただ一点、きのうも質問いたしました通り、小型自動車の競走によつて、そこに人が入るいは犠牲者が出ると思ひます。それに対してどのような対策を講じになつておるか、具体的な例を言うならば生命を失つた際においては、どのくらいの額の弔慰金をやるかというところまで、お答えくださるならば幸ひと思ひます。

○栗山長次郎君 昨日高橋委員からたいへん御親切な御注意がございました。私も、私も昨日から本日にかけて係官の諸君とともにさらに検討したのでございます。が、昨日の御質問中にごさいました海外における事故の例を資料があるならば申せというところでございます。が、幸ひ若干の資料がございまして、その点について補足して申し上げますので、その点について補足して申し上げます。主として私どもは今の場合文獻や新聞によつて海外の事例を知るのでございまして、文獻中最も事故の多かつたとされておりますのは、一九四九年に行われましてアメリカのミゼット・カー・レースでございますが、この場合死傷者が二名あります。軽傷者が若干名あります。なぜそういうことが起つたかという原因を彼らみずから報告するところによりまして、車体と馬力と言いますか、エンジンの力、こういうものについて規格をまつたか破つておつた、アウト・オブ・バランスであつた。そのうちの二車は顕著すれば他の車がこれ

に乗り上げるということでもそれが起つた。本法案の実施にあたりましては、かようなアウト・オブ・バランスの車は使わぬことにいたしておりました。英、国ではそういう点を懸念いたしましたためか、国際基準を確立いたしております。また、その国際基準に合つた発動機と車体との均衡を保つたものをもつて競走を行はせようということになつておつて、英國における事故の例は手にし得る限りの文獻資料を調べて見ましたけれども、ほとんど新聞等に報道されるものは最近ではございせん。さうなことを昨日の御質問に対して補足させていただきます。

それからただいまの御質疑の、万一の場合にどれだけのことをなし得るであらうかということでございますが、事故は軽微あると申しましたが、やはり事故であるから、いつ発生せぬとも限りませんので、これが運営にあたりましては、事故保険制度をもあわせて立てたいと構想いたしております。その実態について申し上げますならば、売上金の千分の五くらいのもので、これは競走会が取得する分の中から事故保険の資金として積み立てまして、これによつて万一の場合の事故に対する保険とする。具体的に自動車の場合どのくらいの金額を想定し得るかということについては、予想にすぎませんけれども、三十万円ないし五十万円の弔慰金は出し得るものと想定計算ではいたしております。またそのくらいの数は出すべきであるとも考へております。事故の程度に従ひまして、それを基準としてしかるべき措置をなさねばなりませんし、なし得るように今準備を、係官の方において進めておることをお答え申し上げます。

○神田委員長代理 他に御質疑はありませんか。——別に御質疑もないようでありますから本案に対する質疑は終了いたします。

この際お諮りいたします。本案に対する質疑応答を聞いておきますと、多数委員の諸君におかれましては、本案を一部修正をしたいという御意向のようによりてお諮りいたします。この際委員長におきまして試案を作成し、適当な機会に御協議したい。かういふようなことはからいいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それではさうすることに決めます。

○神田委員長代理 次は帝國石油株式會社法を廃止する法律案を議題として審査を進めます。質疑を継続いたします。

○今議案 本法の詳細な点については、先般の質疑応答で十二分にわかりました。それで私は大きな問題として、特に大臣の御説明を得たい点について、二、三點簡単に質疑をいたします。

まず第一点は、いわゆる石油の価格の問題であります。これについては、この価格が調整公団によつてコントロールされるか、あるいは段階的にこれを切り落すかというところは重大な問題でありまして、政務次官からは価格調整公団のルールによつて、これはルール計算で行きたいという御答がございしましたが、通産大臣におかれまして、そ

ういうことは十分間違いないと心得るというのを、御質問願えらるかどう

か、御質問いたします。

○池田國務大臣 他の政府委員から申し上げましたように、何分にも産業復興のために石油の必要ことは申すまでもないことと申す。しかもまた、わが国は消費量の割に産出の石油の増産に資しますために、関税政策を使つて行き、そしてまた輸入したものは国内産のものとして輸入し、国内産業の保護、配給の円滑を期して行きたいと考えておるの

○今委員 私の質問の要旨は、いわゆる帝國石油会社を廃止して後において、石油については価格調整公団のプールの価格制をとられるかどうかという質問であります。この点について、プール価格で行くとか、プール価格を約束するとかという御質問が願いたいと思ひます。

第二点は、公団が永久に存続するわけではないので、公団が廃止されれば、今度はプールの措置はとれないから、公団廃止の後においては、それらの価格政策というものは、どういふふうな方針で行きになるか。この点について、ひとつ簡単にだけつこうですから、明快な御答弁を願ひます。

○池田國務大臣 プールいたします。それから公団がいつまでもあるわけはないのでございまして、公団がなくなりました場合におきましては、関税政策と国内生産増強に對しましてのいろいろの措置がございしますが、そういうものをあわせ使ひまして、公団なきあとも価格その他につきまして支障のないようにいたしたいと考えております。

○今委員 今の大臣の御答弁で、調整公団において価格はプールされることばかりでございまして、第一点はこれで了解いたします。

第三点の関税政策によつてやられるという大臣の御言明で、いろいろこれら関税の面は、関係方面との関係上困難のあるところを関税措置をとると御言明については、これも私は了解いたします。そこでそれらの関税は今入つておるところの精製石油については大体二〇％であるが、石油については一〇％しかかかつていない。それで今二五％程度これらの関税をとるべきであるという意見が一般に言われておりますが、政府においてはそれらのものに、もしさしつかえなければどの程度の関税をかけられるお見込みであるか、それからもう一つ国内輿論にこたえて、二五％程度関税をかけ得るような御意思がございしますかどうか、お伺ひいたします。

○池田國務大臣 関税定率法の改正につきましては、ただいま日本政府の案を練つておるであります。これは占領治下においてはもちろんそうでありませんが、それでなくてもやはり外国との関係は将来を考えられますので、国内産業の保護という立場から、定率法の率を今せつかく検討中であるのであります。原油の一〇％をどうするか、あるいはこれを従量税にした場合には、定率法をどういふふうにするかという問題につきましては、今はつきり申し上げるところまで行つておりません。御了を願ひたいと思ひます。

○今委員 本法の具体的な問題についての大臣からの御言明は、その程度でとどめまして、総合的な石油に関する外資導入その他の問題について、二

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○今委員 本法の具体的な問題についての大臣からの御言明は、その程度でとどめまして、総合的な石油に関する外資導入その他の問題について、二

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

○池田國務大臣 銀行、保険会社につきまして、届出主義ではやつております。免許主義にいたしてはおりません。国内銀行と同様に監督のできるようにいたしてはおります。私といたしましては、根本的には、外資導入につきましては自由の立場で行きたいと思ひますが、何分にも経済再建の途上でございますから、全部を自由というわけには行きません。事柄によりましては、許可、認可の制度をとつて行く場合もあるものであります。ことに保険会社につきましては、よほど信用

おまかせになるつもりかどうかという点について、私は通産大臣並びに局長からそれ／＼根本的なお見通し、それから輸入外資と競争関連産業との現在の振合いなどを明瞭に、この際ここにさしつかえがなければ御説明を願いたいと思います。

○池田田務大臣 ガリオア資金から一般民間貿易資金にかわりつつあるのでありますから、決してわが国に必要以上の石油の輸入はいたしたくないし、またいたしてはいたしたくない。それから外資が昭和石油あるいは日石の方に来た、戦争と何か関連があるのではないかと、また戦争の場合を考慮してということをやっておるのではないかと、御質問でございますが、われわれは御承知の通り戦争を放棄したたのであります。われ／＼の頭に戦争という観念はないのでございます。一に日本の産業復興という建前から外資の点を考えて行つておる次第でございます。

○富樫政府委員 もう大臣のお答えで十分要領を得ておると思いますが、現在在外国会社とは、今選委員も御承知の通り、契約に基くものでありまして、おおよそその根本精神は委託販売というやうな、たとえ国内に配給基地というか、原油基地というか、さうなものを持つという点、これに関連いたしてまして原油を輸入して精製して、それを売るとしたものを国内に販売するという、かつて外国会社のサピス、ステーションができておつた、その元の状態に返るといふ程度のものでありまして、それを越えまして、いわゆる戦争の目的を包蔵いたしますやうな契約は、ただいまできてお

りません。ただいま御指摘の、不動産を譲り渡したじやないかという問題は、これも今選委員御承知の通りでございますが、鶴見の油槽所と原油二万バレルとも交換したという、この事実以外にはないのでございます。

この契約の根本は、原油を持つて来まして、それを再開を許された精油工場に精製いたしまして、それをまた外国の販売会社に売ります。その際利益折半をカルテックスと契約いたしております。それから民間貿易のポンドで輸入いたします方は、ただいまのポンド地域の貿易事情から行きまして、一回だけの輸入がありましたが、それ以後においては輸入がございせん。ただいまのところガリオア供給で、大臣の申しました通り、国内需要を超過しての輸入等は実現しない状況になつております。

○今選委員 私は今の御答弁で、政府はこれらの問題について、根本的な対策並びに大きな国家的な問題についての信念において欠けるところがあると思ひますが、それはこの際一応やめておきます。結論として、それでは一体一年間のわが国の石油の精製量と、これは一割程度にしかならぬとおつしやるのでございますが、現在政府が計画しておる日本のいわゆる復興の計画、これも長期五箇年計画は放棄されましたが、現在の政府が計画しておる計画の中では、大体石油は一箇年間にどの程度所要量があるものであろうか。これについて輸入の計画はどういうふうになされておるか。さらにおさしつかえがなければ、占領軍当局の買上げ、または要求量、これは本国からいろいろ持つて来ていると思ひますが、それ

はどのくらいであつて、わが国のいわゆる国内需要の比率と比べてどの程度であるか。おさしつかえがなければ概略の点を御説明願へばよいと思ひます。

○徳永政府委員 数字にわたりますので、私からお答え申し上げます。ただいまの石油の月々の配給量は十六、七万程度のものでございまして、これは国内の各需要方面から不十分であるといふことで、もう少しふやすことを要求されているやうな事情でございます。各部門からのいろいろ必要な需要をとつてみますと、ある程度きつておつた状況を織り込んだ需要といたしまして、年間二百六十万キロくらいほしいというものが各部門からございまして、要の数字になつておるわけでございます。月々の配給量はただいま申し上げましたように十六、七万といふことでございまして、これでは二百万をそこそこいふことにしかなりませんので、その間にギャップが相当あるわけでございます。これは逐次国内の事情を開係方面にも十分説明いたしまして、その配給の増加方を今後引続き懇請いたしたいといふように考えておるわけでありまして。

なお、お尋ねがございました原油の輸入をどの程度予定いたしておるかという点でございますが、昨年の七月に太平洋沿岸の精製工場の再開を許可されまして、七社九工場の復旧を着々と進行いたしておりますが、それにあてがうものとしたしまして予定されておりました原油の量は、平年度に直しましてただいまのところ百七十五万キロでございます。本年度はその初めの年でございまして、一月から動くのも

ございまして、四月から動くのもあります。あるいは七月ごろから動くのもあるといふことでございまして、これよりはるかに下まわるといふことでございまして、これを平年度に直したといふたしまして、百七十五万キロというのが、今の計画でございます。

○今選委員 大体の数字がそれと明らかになりましたので、通産大臣にお伺いしますが、同僚議員の質問もあるしお忙しいのでしうからこれをもうて打ち切りますが、極東軍事会議委員のジェサップ大使のインタビューを、米国人の大半は再軍備を熱望しているといふことが、読売新聞に報道されております。私どもはこのやうな言動を、いわゆる海外の情報に載せられるといふことは、現内閣並びに現内閣のわが国における産業政策、それらのものがいろいろ誤解されて、外国に伝えられる大きな要点になる、かように思ひます。そこで、もとより総理大臣は常に講和会議や軍備に関するいろいろ／＼な希望を国会において述べられたことに対して、あまりさういふことはしやべるといふやうな意向で押えられておることとは御承知の通りであります。私もさうした総理大臣の態度、並びに現内閣の産業通商政策に示す、たとえば一例を上げれば石油であります。これらにおける態度といふものが、このやうに外国から、日本人の大半が再軍備を要望しているといふやうな意見をもたらしただものであると、かように考えますが、政府は今後これらのわが国の平和憲法に反するやうな報道を海外にさせる、いわゆる誤解をさせる産業政策であつてはならぬと思ひます。

か、これを是正されますか。それともそれに対しては別途にそれらのものを拂拭するやうな御用意があるか。あるいはそれに対する何かお答えがあれば、通産大臣にお答えを願ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 日本国民の相当部分が再軍備を熱望しておるといふ記事につきましては、私は見たことはないのではありませんが、決してさういふやうなことは私はないと考へておるのであります。今問題の石油につきましても、政府委員より答弁いたしましたやうに、決して必要以上のものをどうこうといふやうなことはないでございまして、もしそのやうな、再軍備を熱望しているといふやうな誤解が伝わるやうなことがあつても、非常に好ましくないでございまして、将来の産業政策を立てます上におきましては、御趣旨の通りに誤解のないやうな方法でやつて行きたいと考へております。

○今選委員 よろしうございまして。

○選谷委員代理 風早八十二君。

○風早委員 前回に引き続きまして、池田大蔵大臣兼通産大臣に御質問をいたします。ただいま社会党の方から、政府の経済政策が再軍備、戦争準備政策ではないかといふやうな趣旨の御質問がありまして、これはわれ／＼共産党のおかぶを、いささか奪われたかのごとき感がありますが、そのことはとにかく、これは非常に重大だと思ひます。社会党も遂に現政府に対して、こ

ういふ疑問を提出するやうな段階に至つておると思ひますが、私はもう少し具体的な点につきまして、大臣に伺つてみたいと思ひます。

先ほど大臣は、わが国に必要以上の

油を入れたくないし、そういうことになつてあるわけじゃないという御答弁が、今澄委員の質問に対してあつたのでありますが、今までガリオアで輸入せられておりました石油につきまして、われ／＼はその行方がわからないというところをたび／＼聞いております。というの、私も地方に参りまして機帆船の人たちに会つて、またそれらを使つておる業者の人たちに会つてみると、さつぱり機帆船の方へは油がまわつて来ない。その他無灯火農村が全国に多々あるのであります。これらのところにもさつぱり石油はまわつて来ない。一体どこに、日本に入つて来た石油が行つておるであらうかという疑問は、今までひとしく多数の國民が持つておつたわけでありまして、われ／＼はこの疑問をそのまま政府当局に向つて、質問の形で述べておるわけでありまして、これに対して政府は、今まで遂に満足なお答えはなかつたわけでありまして、今の今澄君の御質問にも関連しますが、それらの石油の入つて来た総額と消費額と、そして在庫量はどうか。それについて数字的に御説明をお願いしたいと思います。

○池田國務大臣 石油配給につきましては、毎月配給計画を品種別に公表しております。その行方は、はつきりしておるのではありません。数字の問題は政府委員より答弁いたさせます。

○徳永政府委員 私、はなはだ申訳ございませぬが、きょうここに資料を持っておりますので、詳細な数字を申し上げることができませんけれども、ただいま大臣からお話ございましたごとく、毎月、月々に配給計画は決定されておまして、用途別、品種別に

明らかになつております。それはこの席でございませぬが、何でも最も近の数字をお届けできるようになつておりますから、それで御了承をお願いしたいと思います。

○風早委員 この数字については、後ほどそれで御提出を願うことにいたします。大体のところ一体どこに使つておるか、わかつておるといふお話でありますから、具体的にひとつどういうところにおもに使つておるか。これはわれ／＼が想像をたくましくするわけに行かないので、こういう問題はやはり具体的にどこだということをお納得させてもらへば、それでよいわけでありまして、たとえ今占領軍の飛行機

のガソリンに主として使われておるといふのであれば、それで話はわかるわけでありまして、そういうふうな形で、どこに一体使われておるか。實際この国内の経済の面で、どこに使われるかというこは、われ／＼どうも見出しがたいのでありまして、そういう点で大体においてどこに使われておるか。

さらに在庫量というものが相当あると思ひます。というのは、方々でタンクが盛んに増築、あるいは新設されておるといふふうに、われ／＼に存じておられますが、それから申しまして在庫は相当ふえておると考えられるのであります。それらの点について、今は数字的でなくともよろしいが、大体の御記憶をひとつお話し願ひたいと思ひます。それは大臣でなくともけっこうです。

○徳永政府委員 先ほど私から総数を御説明申し上げましたように、月額約十七万キロの配給でございますが、これは国内の産業及び民生用の配給の数

字でございます。それは一切占領軍関係のものは含んでおりません。その数字は年間いたしますと、約二百萬キロといふこととございまして、先ほど申しましたごとく、さしあたり国内の各部門から要請されております年間二百六十萬キロに比べて、不十分であるといふことはわれ／＼も感じておるわけでありまして、従ひまして各種の産業活動に若干の不平等と不足があるといふも、当然に想定されるところでございます。しかしただいまのよう

な、援助資金でもらつておるといふような事情もありまして、所要量といふものが十分ふんだんに入るわけではなないのでありますから、その点は御了解いただきたいと思ひわけでありまして、それからさらに、ストックがどれほどあるか。最近タンクが盛んにできておるではないかといふようなお話でございます。最近の状況は、最近半年くらいのもの平均を見まして、約五十萬キロでございます。従ひまして今の配給量から見ますれば、約二箇月半くらいのものであるといふことになつております。正常な配給に必要なストックの手持量という観念から申しますと、若干余裕があるといふことが言ひ得るかと思ひます。しかし御承知のごとく、これまでのところは、石油は全部製品で輸入いたしておりました。今後原油で輸入し、原油を精製して製品にするという、ちようどた

まが切りかえ期に該當しておるわけでありまして、この切りかえ期になりますと、原油の性質によりましてどういふ製品が幾らできるかといふ点に、非常に不確定、不安定な要素がありまして、品種によりましては、ただいまのストックが過大であるといふことも、ごく最近の予想で私も感じておるものもあるわけでありまして、しかし全体として見ますならば、二月半見当のストックがあつたことが、むしろ配給を円滑にするために、仕合せであるといふ感じがしておる事情にあるわけでありまして、それからタンクが増設されておると申しますのは、これは御承知のごとく、石油につきまして販売は、ある意味におきましてほとんど完全に近い自由競争を促進して行こうといふような統制のやり方をとつておられて、各販売業者に――元売りの業者についてもある程度の割当というものもございまして、それは販売の競争による実績によりまして、そのクォー

タはかえて行くといふような建前をとつておられますし、さらに末端におきましてはすべて自由売込み競争たらしめるといふ、公正競争の建前でやらすという原則をとつておられますので、従来公団配給によりましてやつておつたときと比べてみると、配給業者はおのづからそれ／＼の個々の企業体は個々の企業体として、自分の必要なタンク施設というものを持つておらなければ、十分な競争ができないといふような事情から、それ／＼販売業者が自分のタンクを整備したいといふ考えで配給用のタンクを逐次整備しつつあるといふにすぎないものでありまして、それ以上の何ものでもないといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○風早委員 大臣はお忙しいそうです。大臣にお答えを願う質問に集中したいと思ひます。今の政府委員の方にはガリオアで幾ら入つたか、どれだ

け使つたか、またどれだけ残つておるか、これだけを全体としてまた月々にお答えを願ひたいと思ひます。

大臣に伺ひますが、ガリオアが今までは輸入されておりました石油は、これはガリオアで入るといひましたが、やはり日本の方で買ひ取るわけだと思ひますが、この点についてその所有権の所在はどこにあるのか、これを一つあらためてお尋ねしたいと思ひます。

○池田國務大臣 ガリオアで入つて参りますものは、一応日本への貸しということになりまして、日本政府にあると私は考へておるのであります。

○風早委員 ガリオアの輸入によりまして、得られた金額といふものは、大体貿易特別会計の黒字になつておるわけだと思ひますが、それはどのくらゐになつておるのか。これは池田通産大臣にお伺ひいたします。

○池田國務大臣 その金額につきましては、石油についてはどうかという数字は持ち合しておりませんが、御承知の通りガリオア、イロアで入りましたものにつきましては、対日援助見返り資金として積んでおります。しかし入つて来たOIF価格と、国内の販売価格との差額につきましては輸入補助金を出しまして、そうして合せて対日援助見返り資金の方に積んでおるのであります。予算は二十四年度当初千七百五十億円でございまして、補正予算でかえまして千五百億程度だつたと思ひます。ただいままで今年度で入つて参りましたのは千二百数十億円と記憶いたしております。

六

○風早委員 この問題をめぐりまして元売業者の方でいろいろな要求が出ておることが新聞紙上でも伝わっているのではありませんが、政府はこれに対してどういうふうな処置されるつもりであるか、されておるのか、それらの点についてお尋ねいたします。

○池田國務大臣 御質問の意味がはつきりわかりませんが、私はそれについての新聞記事を見たとはいえないのでございます。もう少しはつきりおっしゃっていただきたい。

○風早委員 大体この国内の元売業者であります。カルテックスとか、スタンダードとかシェルとか、そういう方面から——私もきょうその新聞の記事を集めて参りました。これは日経だつたと思ひますが、いろいろその用途についてその黒字をどういうふうに使つか。これは結局今までの建前からいへば見返り資金特別会計に繰込まれるものに、実質上なるものだと思いますが、そういうものの用途につきましては、注文が出ておつたと思ひるのであります。そのことを私は意味しておるわけでありまして、もしもその元売業者からのいろいろな要求がおわかりにならなければ、質問の観点をかえまして積極的に、つまりそれらの特に石油の放出によつて得られた特別会計の黒字分、これが従つてまた何ほどか見返り特別会計に入ると思ひますが、そういうものの用途についても、それをどこへ使つたらいいかということについて、何か特別なお考えがあるかどうか、それを伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 ただいま申し上げましたように、輸入いたしましたものを売りさばいて、その売りさばいた金を入れるのでございます。黒字とか赤字とかいふ問題はなかりと思ひます。ただ手数料のきめ方につきまして、何か陳情があつたといふことは、私は新聞以外で聞いておるのではありませんが、この問題は物価並に通過するといふ大蔵省に關係してありますので、そのいきさつは点は今研究しておるであります。新聞にどう出ましたか、とにかく取扱ひ手数料の問題が残つておるというところは聞いております。赤字、黒字の問題にそれがすぐなるわけではないのであります。

○風早委員 今政府委員のお話にもありましたように、今後切りかわつて原油が入つて来るという場合におきましても、やはり国内のマル公とF.O.B.価格との差額は、相当のものだといふことではあります。その差額といふものは大体どういふふうに分けられるつもりであるか、この点についても大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○徳永政府委員 ただいまの御質問は、輸入原油のF.O.B.価格といふことで、ちよつと御趣旨がわかりませんが、おそらく御質問の御趣旨は、今の国内マル公との關係で、石油の値段がいかに安くなつたので、こちらに入りました輸入価格といふもので、余裕が出て来るようになるのではないだろうかという御質問ではないかと想像するのであります。ただいま輸入原油の精製はまだ本格的な操業に至つておりませんが、この一月から一部の工場がそういうことになつて参りまして、その後の輸入の石油価格の変化もございまして、ただいま物価庁で四月から石油

の価格の改訂を目途にいたしまして、その値段をどう見るべきか、どう決定すべきかといふことは研究されておるわけでありまして、従ひましてそれによつてきまらるわけでございますが、その間に当然のことでございますが、輸入の原油が安くなつたからといふことで、それによつて精製業者が不当にもうけというふうな余地を残すようなマル公は、物価庁においてきめる気がつかないといふふうな考へております。

○風早委員 この国内の元売業者の販売実績といふものは、大体どのくらいであるか。これはやはり報道によれば、大体七〇%を占めてゐる。つまり米英系の三社、カルテックス、スタンダード、シェルが七〇%を占めてゐるというふうなことが一般周知の事実だとされておるのではありませんか、大体そういうものであるのか、その点を大臣にお答え願ひたいと思ひます。

○徳永政府委員 先ほど申しましたごとく、元売業者のクォータは月々その過去におきまします実績等によりまして、修正変化する建前になつておるわけでありまして、概数で申し上げますと、ただいまお話がございました外社系統が約七割、それから邦人商社の元売業者が約三割といふのが、現在の勢力關係でございます。

○風早委員 先ほど私がお尋ねしました入つて来る原油と、それから国内の原油のマル公との差額の処置についてであります。それがどういふ元売業者のところへ流れ込むというふうな事実はあるのですか、ないのであるか、その点を最後に伺つておきます。

○徳永政府委員 これも私どもから先ほどお答えしましたように、問題は物価庁の問題であらうと思ふのであります。私ども若干の関連がございまして、不十分でございますが、荒筋だけを簡単に知つておる限り申し上げたいと思ひます。

それは元売業者の販売口銭が、今の価格がきまりましたのが昨年の四月でございまして、その後の販売実績と申します。成績によりまして若干の修正をしようといふことになりまして、この価格の再検討が行われておるわけでありまして。外社及び国内の元売業者から、きめられた今のマル公というものが適当でないといふことが、盛んに訴えられて、それに基いてどう処置をしようかといふことで、ただいま物価庁で盛んに検討が行われておるというところでございまして。その結果によりまして、元売口銭が値上げになることになりまして、その財源をどうするか、元売口銭を上げる、従つて小売の口銭に基き消費者価格を上げるというふうな方向もとれるわけでありまして、消費者価格は値上げいたしましたので、別な財源で、値上げいたしました口銭分を埋めるといふようなことも、方向として考へ得るわけでありまして、その方法の一つといたしまして、元ほど御指摘のありました石油の輸入価格が、その後の国際価格の低下によりまして、マル公よりも安く買ひ得るような状況になりました。その結果公団に若干の黒字が出るというふうな事情もございまして、その分を、もしマル公を改訂したとなれば、マル公を改訂した値段で、公団は拂ひ下げべきことになりまして、改訂を行

います際には、出ないであつたであらう数字だといふことになりまして、それを引当てに充てるといふような方法も考へ得るわけでありまして。かような点につきまして、ただいま物価庁で検討が進められておるような事情であります。

○風早委員 これでおしこい。池田大臣に聞きたかつたけれども、やはり時間の都合もあるので、きょうのところは一応歸つてしまひましたので、政府委員の方にお尋ねしたいのです。先ほど自由競争といふことをあなたに言われたのですが、今すでにあなたが答へられたように、元売業者にしましても、やはり外社の三社が七割を占めてゐる。これは独占してしまつておる、際においては独占してしまつておる、こういうふうなことが結局事実上起つて来るので、自由競争の結果は必ずこの通りにたちまちなつて行くわけでありまして、そういう点については十分に考慮されておるのですか。つまり国内の大資本も、この場合においてはぐんぐん押されて、やはり結局外国資本に日本の石油事業も独占せられてしまふ。これが前会に私が申しました問題に返つて来るわけでありまして、これも、そういうふうな点については、政府当局としてはどういふお考えであるか。つまり自由競争といふことを一休だといふように考へておられるか。御所見を承りたいと思ひます。

○徳永政府委員 ただいまの石油の販売につきましまして、昨年に当初のクォータがきめられたわけでありまして、けれども、これは従来の公団統制というものを、民間配給に切りかえられた結果といたしまして、元売業者という段

午後零時四十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

階を設けまして、スタートすることになつたわけでありますが、その際にとられました最初のクォータのベースと申しますのは、私責任する前のことでございます。私の了解しておりますのは、新たに民間企業人を定めることになりました結果といたしまして、公団統制前、すなわち戦前の実績を主たるベースといたしまして、当初のクォータをきめたわけであります。その結果がおおむね外社七割、国内商社三割というふうな数字になつたわけでありま

す。これは過去におきまして、外社及び日本商社が平等な競争をやつておつた実績から、さうなことになるわけであるわけでありま

す。しかしながらその後の自由競争によりまして、そのクォータは逐次変更するという建前で、運営いたしておるわけでありま

す。その後の結果は、ただいま御指摘ありましたような方向とは、逆に動いておりまして、外社の勢力は逐次後退しつ

つあり、日本商社の販売実績の方が逐次増加いたしました。クォータは日本商社の分が逐次ふえつつあり、外社の分は逐次減りつつあるというふうな結果を示しておるのが、実情でございます。考え方といたしましては、相当数の業者が自由競争の建前になつておりますので、われ／＼は今の仕組のものが、公正競争を害する含みのものではないというように、確信しておるわけ

であります。

○通谷委員長代理 これにて先般来保留されておました質疑は、全部終りました。本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

この際暫時休憩いたします。

昭和二十五年四月十日印刷

昭和二十五年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所